

令和6年4月30日

関係団体 御中

厚生労働省労働基準局安全衛生部

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」の送付について

平素より労働安全衛生行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和3年5月17日に出されたいわゆる「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決を踏まえ、令和4年に労働安全衛生法（以下「法」という。）第22条を根拠とする省令の条文について改正を行ったところですが、今般、「立入禁止等」の法第20条及び第21条に基づく労働安全衛生規則等の条文についても、労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対しても労働者と同等の保護措置を図る観点から改正を行い、別添の施行通知を都道府県労働局に発出いたしました（令和6年4月30日公布、令和7年4月1日施行）。

皆様におかれましては、関係する事業者、一人親方等に十分に周知が図られますよう、傘下会員機関等の関係する団体、事業者等に対する周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、周知にご活用いただけるよう、リーフレットも併せてお送りいたします。

（改正省令、施行通知、リーフレット等の厚生労働省HP掲載先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzhen/newpage_00008.html